

令和3年10月15日
 道路局路政課
 鉄道局施設課
 都市局街路交通施設課

踏切対策のPDCAサイクルの充実を図り、「見える化」を進めます。
 ～開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切の
 カルテを見直し、対策の進捗状況を公表します～

本年4月に施行された改正踏切道改良促進法において創設された、改良後の踏切道に対する評価の実施により踏切対策のPDCAサイクルを強化したところ
 です。これまでの対策の実施や踏切の交通量の変化等により課題が解消された
 一方、バリアフリー化の必要性が高い踏切を新たな課題として追加するなどの
 結果、緊急に対策の検討が必要な踏切は1,336箇所となり、今般、対策状況等
 をまとめた「踏切道安全通行カルテ」を公表しました。今後、1年に1度、評
価結果等を踏まえてカルテを更新し、踏切対策の「見える化」を進めます。

- 国土交通省では、平成28年6月に開かずの踏切などの緊急に対策の検討
が必要な踏切（カルテ踏切）1,479箇所について、踏切の諸元、交通量、事
 故発生状況、対策状況等を鉄道事業者と道路管理者が連携してとりまとめた
「踏切道安全通行カルテ」として公表し、対策を講じてきました。
- 対策の実施や踏切における交通量、遮断時間、事故の減少により課題が解
消された箇所がある一方、鉄道とバリアフリー法に基づく特定道路とが交差
している場合における移動等円滑化の促進の必要性が特に高い踏切を新たに
追加するなどの結果、カルテ踏切は1,336箇所となり、今般、対策状況等
をまとめた「踏切道安全通行カルテ」を更新しました。

H28.6公表	1,479箇所
・ 解消	-426箇所
┌ うち、対策完了	-223箇所
└ 交通量の変化等	-203箇所
・ 新規追加	+283箇所
今回公表	1,336箇所

- 今後、国土交通省としては、改正踏切道改良促進法で新たに創設された、
改良後の踏切道に対する評価の結果等を反映した「踏切道安全通行カルテ」
を1年に1度更新し、対策の進捗状況や取組の成果を「見える化」するこ
とで、更なる踏切対策の促進を図ってまいります。

別添資料

○踏切対策のPDCAサイクルの強化（別添1）

○緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）（別添2）

: 1, 336箇所（重複除く）

開かずの踏切	:	539箇所
自動車ボトルネック踏切	:	289箇所
歩行者ボトルネック踏切	:	527箇所
歩道が狭隘な踏切	:	99箇所
通学路要対策踏切	:	96箇所
事故多発踏切	:	81箇所
移動等円滑化要対策踏切	:	170箇所

（※上記箇所は重複あり）

○都道府県別箇所数（別添3）

○踏切道安全通行カルテ作成例（別添4）

○用語の定義（別添5）

※カルテ踏切の一覧や個別の「踏切道安全通行カルテ」は以下の各地方整備局等のホームページをご覧ください。

個別の踏切道安全通行カルテに関する問い合わせ先

<北海道>

カルテ掲載HP

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/tihou_seibi/ud49g70000002k0u.html

○全般、道路に関するもの

北海道開発局 建設部 地方整備課 電話（代表）011-709-2311

○鉄道に関するもの

北海道運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）011-290-2733

<東北>（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

カルテ掲載HP

http://www.thr.mlit.go.jp/road/fumikirianzen_new/kakutiseifumikiriTOP.html

○全般、道路に関するもの

東北地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）022-225-2031

○鉄道に関するもの

東北運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）022-791-7528

<関東>

カルテ掲載HP

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index0000027.html>

○全般、道路に関するもの（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）

関東地方整備局 道路部 地域道路課 電話（代表）048-601-3151

○鉄道に関するもの（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

関東運輸局 鉄道部 計画課 電話（直通）045-211-7243

<北陸>

カルテ掲載HP

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/fumikiri.html>

○全般、道路に関するもの（新潟県、富山県、石川県）

北陸地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）025-370-6742

○鉄道に関するもの（新潟県、石川県、富山県、長野県）

北陸信越運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）025-285-9153

<中部>

カルテ掲載HP

<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/humikiri/index.html>

○全般、道路に関するもの（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

中部地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）052-953-8170

○鉄道に関するもの（福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

中部運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）052-952-8032

<近畿>

カルテ掲載HP

<https://www.kkr.mlit.go.jp/road/sesaku/fumikiritaisaku.html>

○全般、道路に関するもの（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

近畿地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）06-6942-4418

○鉄道に関するもの（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

近畿運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）06-6949-6441

<中国>（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

カルテ掲載HP

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/doyroj/fumikiri/index.html>

○全般、道路に関するもの

中国地方整備局 道路部 地域道路課 電話（代表）082-221-9231

○鉄道に関するもの

中国運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）082-228-8798

<四国>（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

カルテ掲載HP

<https://www.skr.mlit.go.jp/road/fumikiritaisaku/index.html>

○全般、道路に関するもの

四国地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）087-811-8323

○鉄道に関するもの

四国運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）087-802-6761

<九州>（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

カルテ掲載HP

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/fumikirikarute/index.htm>

○全般、道路に関するもの

九州地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）092-476-3531

○鉄道に関するもの

九州運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）092-472-2520

<全般の問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

道路局路政課 課長補佐 栗原（内線 37342）

（課直通） TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616

鉄道局施設課 課長補佐 森田（内線 40852）

（課直通） TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634

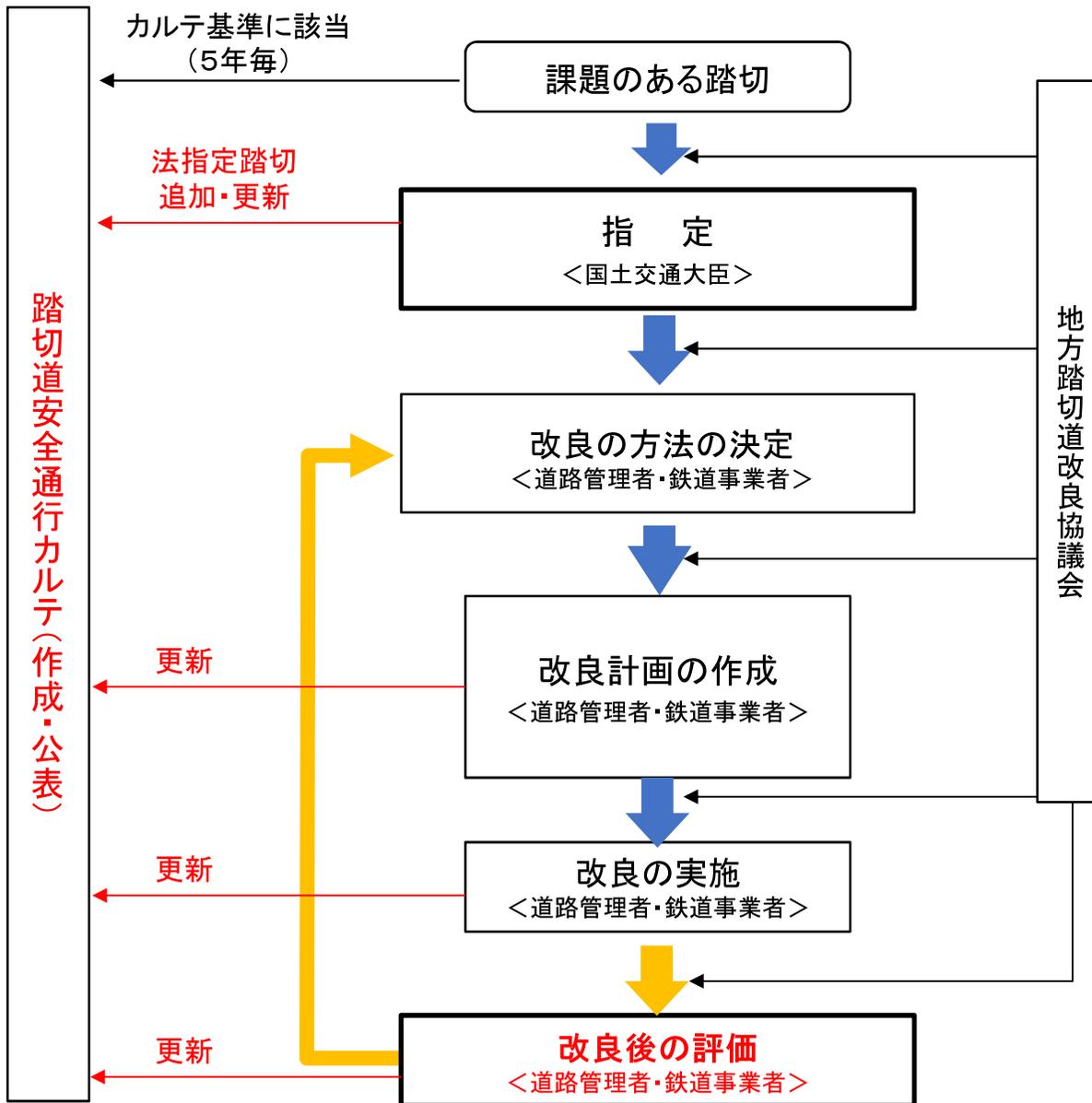
都市局街路交通施設課 課長補佐 柳田（内線 32852）

（課直通） TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592

法以外のスキーム

法スキーム

法指定基準	
<p>カルテ基準 (5年毎の踏切道実態調査に基づき該当を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開かずの踏切 ○自動車ボトルネック踏切 ○歩行者ボトルネック踏切 ○歩道が狭隘な踏切 ○通学路要対策踏切 ○事故多発踏切 新設 ○移動等円滑化要対策踏切 	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題踏切 	
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等対策踏切 ○遮断機が未設置 ○支障報知装置が未設置 	



緊急に対策の検討が必要な踏切(カルテ踏切)

別添 2

(単位：箇所)

	H28.6 公表	-	解消			+	新規 追加	=	今回 公表			
			対策 完了	交通量 変化等			未指定		検討中 (指定済)	事業中 (指定済)		
緊急に対策の検討が必要な踏切 (カルテ踏切)	1,479		426	223	203		283		1,336	905	178	253

カルテ基準	H28.6 公表	-	解消			+	新規 追加	=	今回 公表			
			対策 完了	交通量 変化等			未指定		検討中 (指定済)	事業中 (指定済)		
開かずの踏切	532		117	34	83		124		539	364	87	88
自動車ボトルネック踏切	408		145	31	114		26		289	172	52	65
歩行者ボトルネック踏切	599		134	33	101		62		527	371	62	94
歩道が狭隘な踏切	164		73	55	18		8		99	50	18	31
通学路要対策踏切	159		100	100	0		37		96	34	18	44
事故多発踏切	83		80	45	35		78		81	62	9	10
移動等円滑化要対策踏切	-		-	-	-		170		170	137	14	19

※ カルテ基準別の箇所数は、重複している箇所があるため、各値の和とカルテ踏切の総数は一致しない。

都道府県別箇所数

別添 3



(単位：箇所)

都道府県	H28.6 公表	解消	新規 追加	今回 公表	都道府県	H28.6 公表	解消	新規 追加	今回 公表	都道府県	H28.6 公表	解消	新規 追加	今回 公表
北海道	5	3	1	3	新潟県	13	6	1	8	岡山県	7	4	0	3
青森県	5	5	0	0	富山県	15	9	4	10	広島県	22	15	10	17
岩手県	7	5	2	4	石川県	8	7	0	1	山口県	12	4	0	8
宮城県	7	5	0	2	岐阜県	19	5	2	16	徳島県	3	2	0	1
秋田県	3	3	0	0	静岡県	10	2	4	12	香川県	5	2	2	5
山形県	2	1	2	3	愛知県	89	29	10	70	愛媛県	4	0	1	5
福島県	5	3	1	3	三重県	20	13	8	15	高知県	2	1	0	1
茨城県	8	3	3	8	福井県	3	1	1	3	福岡県	39	11	18	46
栃木県	12	7	7	12	滋賀県	10	7	1	4	佐賀県	1	0	0	1
群馬県	8	8	2	2	京都府	42	11	22	53	長崎県	4	4	2	2
埼玉県	130	41	21	110	大阪府	193	48	23	168	熊本県	1	0	4	5
千葉県	77	21	13	69	兵庫県	90	34	15	71	大分県	0	0	0	0
東京都	375	32	58	401	奈良県	30	4	6	32	宮崎県	4	4	0	0
神奈川県	155	50	33	138	和歌山県	1	1	2	2	鹿児島県	6	4	1	3
山梨県	1	1	0	0	鳥取県	7	5	0	2	沖縄県	0	0	0	0
長野県	13	2	3	14	島根県	6	3	0	3	合計	1,479	426	283	1,336

踏切道安全通行カルテ作成例

別添 4

踏切道安全通行カルテ

更新日：令和3年9月末

よみがな	〇〇〇	所在地	〇〇〇		
踏切道名	〇〇〇	道路名	〇〇〇線	道路管理者名	〇〇〇市
		鉄道路線名	〇〇〇線	鉄道事業者名	〇〇〇鉄道

更新日

所在地・
管理者等

位置図・現況写真		諸元・構造等					R3年9月末時点	
<p>※地図イメージ</p>		踏切種別	第1種	幅員 (m)	位置	歩道部 (起点寄)	車道	歩道部 (終点寄)
		踏切長(m)	10.0		左道路	1.0	6.2	0.0
		横断本数(本)	1		踏切道	1.0	6.2	0.0
		交差角(度)	60		右道路	1.0	6.2	0.0
道路 線形	左道路	直線	迂回 路	種類	有無等 距離(m)			
	右道路	直線		自動車	起点側 立体交差	1,300		
交通規制		交通規制なし		歩行者	駅構内自由通路 200			
車両進入防護柵等		設置していない		バリアリ化	迂回路なし (200m以内) -			
歩車道分離方法		なし		バリアリ化 状況	-	DID地区	○	
踏切 保安 設備	賢い踏切	○		踏切支障報知 装置(手動)	-			
	高規格保安設備	障害物検知装置 (3次元レーザレーダ式)		高齢者等の事故 防止対策設備	注意看板			
特性	通学路指定状況 (学校指定)	○		通学路交通安全 プログラム	○			
	バリアフリー法に 基づく特定道路上	-		緊急輸送道路上 重要物流道路上	-			
自動車交通量 (台/日)		2,948		歩行者等交通量 (人/日)	3,829	鉄道交通量 (本/日)	527	

位置図・
状況写真

踏切の諸元
・構造等

基準算定データ							R3年9月末時点		
ピーク時遮断時間(分)	42	前後歩道との 幅員差(m)	0.0	踏切内の 事故発生 状況	事故別	件数	死者数	地域 課題	通学路指定や周辺に高齢者福祉施設があることから、小学生や高齢者の通行が多く、歩道幅等の安全対策の要望あり
A. 踏切自動車交通遮断量(台・時)	23,584	AとBの和	54,216		踏切事故	0	0		
B. 踏切歩行者等交通遮断量(人・時)	30,632				道路交通事故	0	0		

カルテ基準や
法指定基準に
係るデータ

カルテ踏切の基準							R3年9月末時点	
開かずの踏切	自動車♯トルネック踏切	歩行者♯トルネック踏切	歩道狭隘踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切	移動等円滑化 要対策踏切		
○	-	○	-	○	-	-		

カルテ基準

法指定の状況					R3年9月末時点	
法指定年月日	指定に係る基準(踏切道改良促進法施行規則)					
H29.1.27(旧法)	第二条第2号 (歩行者♯トルネック踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	第二条第8号 (通学路要対策踏切)	-	-	

法指定の
状況

対策図・完了写真		対策実施の状況					R3年9月末時点	
	進捗	協議会の 設置状況	改良計画書の 作成年度	事業化年度	工事着手年度			
	事業中	○	H30	R1	R3			
	対策内容							
	・単独立体交差化(R1~)							
事業完了年度	対策の効果等							
除却年度								

対策の
実施状況等

<用語の定義>

○緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）：

以下の基準に合致する踏切（「開かずの踏切」、「自動車ボトルネック踏切」、「歩行者ボトルネック踏切」、「歩道が狭隘な踏切」、「通学路要対策踏切」、「事故多発踏切」、「移動等円滑化要対策踏切」）

○開かずの踏切：

ピーク時の遮断時間が40分/時以上

○自動車と歩行者のボトルネック踏切：

自動車と歩行者の交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が多く発生

・自動車ボトルネック踏切：

一日の踏切自動車交通遮断量^{*1}が5万以上

・歩行者ボトルネック踏切：

一日あたりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量^{*2}の和が5万以上かつ

一日あたりの踏切歩行者等交通遮断量が2万以上

*1：踏切自動車交通遮断量＝自動車交通量×踏切遮断時間

*2：踏切歩行者等交通遮断量＝歩行者及び自転車の交通量×踏切遮断時間

○歩道が狭隘な踏切：

1) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当し
通行の安全を特に確保する必要あり

・踏切道に接続する道路の幅員が5.5m以上

・踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が1.0m以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が1,000台（通学路では500台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が100人（通学路では40人）以上

2) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当し
通行の安全を特に確保する必要あり

・踏切道の幅員が5.5メートル未満

・踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が2.0メートル以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が1,000台（通学路では500台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が100人（通学路では40人）以上

○通学路要対策踏切：

通学路であるものであって通学路交通安全プログラムに位置づけられ、通行の安全を特に確保する必要あり

○事故多発踏切：

直近の5年間において2回以上の事故が発生

○移動等円滑化要対策踏切：

鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）

とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化の促進の必要性が特に高い